

日本弁理士—依頼者秘匿特権について

神原貞昭 (日本弁理士会)

Japanese Patent Attorney-Client Privilege

Sadaaki Kambara

Japan Patent Attorneys Association

1. はじめに

米国での特許訴訟等の民事訴訟においてその特徴の一つとして認識される、連邦民事訴訟規則26条¹に一般条項が規定されている証拠開示手続（ディスカバリー：Discovery）にあっては、相手側に対する関連情報の提供についての例外的免除を得ることができる秘匿特権が認められている。この秘匿特権の一つとして、米国裁判所の判例法（Common Law）²に根拠を置いた弁護士—依頼者秘匿特権（Attorney-Client Privilege）があることは、よく知られているところである。

弁護士—依頼者秘匿特権における弁護士とは、米国の弁護士（Attorney at Law）又はその従属者（Subordinate）を意味し、本来、弁護士—依頼者秘匿特権は、米国の弁護士又はその従属者に法的アドバイスを求めた依頼者が主張することができるものであるところ、米国におけるPatent Agent³と依頼者との関係、さらには、米国以外の国の弁護士／弁理士と依頼者との関係についても、弁護士—依頼者秘匿特権と同様な秘匿特権が認められるか否かという問題がある。こうした問題については、最終的には、個々の事件における米国裁判所の判断によって解答が与えられることになるが、ここでは、今までの米国裁判所による判例の幾つかを参照して、日本弁理士と依頼者との関係に絞って、弁護士—依頼者秘匿特権との関連について考察する。

なお、同様のテーマに関する米国弁護士：山口洋一郎氏の優れた報告⁴が存在しており、参考にさせていただく。

2. 日本弁理士と米国での特許訴訟における証拠開示手続との関係

WTO（世界貿易機関）協定等に根拠を置く世界的な自由貿易化政策のもと、商品やサービスの流通がボーダーレスの世界に入っているもとで、必要な国際産業競争力を得て繁栄を持続していくためには、新規で有用な技術の開発、開発された技術が適用された多様な製品の生産を効率よく進め、付加価値が高められた商品及びサービスを提供していかざるを得ない。そのためには、世界各国において、知的財産権の適正な取得と活用とを図ることが極めて重要であり、我が国においては、こうした観点から様々な形で具現化されていく知的財産重視政策が推進されている。

こうして知的財産がますます重要視されていくなかで、日本弁理士は、知的財産に関する専門的サービスを提供する役割を担うものであるが、この日本弁理士にとっての依頼者となる者（主として日本企業）にあっては、現在の国際情勢からして、我が国における特許活動のみならず、米国における特許活動を積極的に行うことが必要とされることが多い。それゆえ、多くの日本企業等が、米国における特許権の取得、特許権の行使、他人による特許権の行使

に対する防御等々にあたり、日本弁理士とコミュニケーションをとって対処し、日本弁理士と依頼者という関係を成立させる。このような日本弁理士と依頼者との間におけるコミュニケーションは、情報文書として纏められるが、その情報文書は、ほとんどの場合、外部の者に開示することを予定していないものとされる。

このようなもとの、米国での特許訴訟における証拠開示手続にあつては、証拠開示の対象は極めて広範に亙り、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書のうちの、例えば、米国における特許無効の認定、特許権侵害の認定、特許権非侵害の認定等々に僅かでも関連付けられると考えられるものは、証拠開示の対象として相手側に提供すべきことが求められることになる。斯かる際、上述のように、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書のほとんどが外部の者に開示することを予定していないものであることからして、それらが相手側に提供されることになれば、依頼者、即ち、日本企業等は、企業秘密の漏洩も含めて、著しい不利益を受けることになる虞があり、また、日本弁理士の業務に支障がきたされる。このことは、日本企業等の正常な活動を妨げ、さらには、我が国産業の発展にも悪影響を及ぼすことになりかねない。

それゆえ、米国での特許訴訟における証拠開示手続にあたって、日本弁理士にとっての依頼者が、日本弁理士との間で交わされた情報文書について、弁護士—依頼者秘匿特権と同様な秘匿特権の主張が認められ、相手側に対する関連情報の提供についての例外的免除を得ることができる仕組みが、是非とも必要とされることになる。

3. 米国裁判所による判断

3.1. 判例に共通する考え方

日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書について、弁護士—依頼者秘匿特権と同様な秘匿特権が認められるべきか否かに関する現在までの米国裁判所による判断に関しては、注目されるべきものを中心にした複数の報告が既になされている⁵。

これらの米国裁判所による、日本弁理士と依頼者

との間で交わされた情報文書についての、弁護士—依頼者秘匿特権と同様な秘匿特権が認められるべきか否かに関する判断の幾つかは、国際間の礼讓 (Comity) という概念のもとで、日本の法律が当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書について秘匿特権を認めると考えられるか否かによって定まる、とする点において共通している。国際間の礼讓 (Comity) とは、相手国の法律・習慣を尊重して礼を尽くすという考え方である。

米国裁判所による判断のなかで、日本の法律が当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書について秘匿特権を認めるとは考えられないとして、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書について弁護士—依頼者秘匿特権と同様な秘匿特権を認めなかったものの代表格が、1992年におけるニューヨーク州南部地区地方裁判所による AlpeX 事件⁶の判決である。また、一転して、日本の法律が当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書について秘匿特権を認めると考えられるとして、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書について弁護士—依頼者秘匿特権と同様な秘匿特権を認めたものが、2000年におけるマサチューセッツ州地方裁判所による VLT 事件⁷の判決である。

3.2. AlpeX 事件

AlpeX 事件の判決は、日本における旧民事訴訟法 (平成8年改正前の民事訴訟法) 時代のものであつて、我が国の旧民事訴訟法の規定に照らしての判断である。

この AlpeX 事件においては、裁判所は、当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書に対して秘匿特権に基づく保護が認められるか否かは日本の法律次第であり、日本の法律が弁理士—依頼者秘匿特権による保護を認めているなら、裁判所は日本の法律に対する礼讓 (Comity) の適用を要求されるとし、さらに、日本は制定法を採用している国であり、日本の法律は弁理士—依頼者秘匿特権について規定していないので、日本の裁判所が、法律に明らかに規定されている事項の範囲を越えて、弁理士—依頼者秘匿特権を認める事態は考え難いとした。これに対しては、旧民事訴訟法第281条の規定を拠

り所として、日本の法律のもとにおける弁理士—依頼者秘匿特権の存在を主張する反論がなされたが、裁判所は、旧民事訴訟法第281条の規定は、弁理士が特定の状況のもとで証言を拒否できることについて言及しているのであって、弁理士—依頼者秘匿特権による保護にまで拡張適用されるべき法文ではないとして、反論を退けた。そして、当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書に対して秘匿特権に基づく保護は認められないと判示した。

なお、このAlpex事件の判決後、Alpex事件の判決と同様に、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書について弁理士—依頼者秘匿特権と同様な秘匿特権は認められないとするものとして、1992年におけるニューヨーク州南部地区地方裁判所によるNovamont事件⁸の判決、1993年におけるノースカロライナ州東部地区地方裁判所によるSantrade事件⁹の判決が続いた。

3.3. VLT事件

VLT事件における判決は、現行民事訴訟法（平成8年改正民事訴訟法）の施行（平成10年1月1日）後のものであって、我が国の現行民事訴訟法の規定に照らしての判断である。

このVLT事件においては、1992年におけるニューヨーク州南部地区地方裁判所によるGoldenTrade事件¹⁰の判決によって判示された、“米国にタッチング・ベース（Touching Base）があるコミュニケーションは、いかなるものも連邦証拠開示手続規則によって支配され、外国のみに関わりのある事柄に関するコミュニケーションは、当該外国の制定法によって規定される”という旨の基準に従うこととしたもとで、当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書のタッチング・ベースは米国には無く、日本が最も直接的な利害関係を有するので、日本の法律が当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書についての秘匿特権の問題を支配すべきこととされ、そのうえで、“日本の法律のもとでは、当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書は秘匿特権によって保護される（従って、米国においても当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書は、弁理士—依頼者秘匿特権と同様

な秘匿特権によって保護される）”という旨を判示している。

そして、これに関連して、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書である、米国弁護士（デイヴィット・ファイゲンバウム氏）から日本弁理士（藤村氏）に宛てられた1995年5月1日付の書簡（ファイゲンバウム書簡）について、「本法廷は、日本の法律はファイゲンバウム書簡に秘匿特権による保護を認めるものと信じる。何と言っても、日本弁理士は、日本特許庁に対しての手続代理を行い、日本特許法のもとでの侵害訴訟や有効性に関する訴訟に関しての法的アドバイスをを行い、侵害者と考えられる者に警告状を送り、特許に関わる法廷手続において本人を代理して出廷することもある。……加えて、柔軟な米国式証拠開示手続と整合性を持たせるべく修正された日本民事訴訟法は、第220条において、当事者が拒否できない文書に関する包括的な提出範囲を新たに設けたが、この新しい証拠開示手続のもとにおいても、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書は提出を免れる」との説明がなされている。

この説明において、「柔軟な米国式証拠開示手続と整合性を持たせるべく修正された日本民事訴訟法は、第220条において、当事者が拒否できない文書に関する包括的な提出範囲を新たに設けたが、この新しい証拠開示手続のもとにおいても、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書は提出を免れる」とある部分は、我が国の現行民事訴訟法についての正確とはいえない理解に基づいていると考えられる。この点について、前出の米国裁判所による判断に関する複数の報告⁵のうちの一つ¹¹においても、同様の見解が示されている。

4. 日本弁理士—依頼者秘匿特権

(1) 上述よりして、米国での証拠開示手続において、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書について弁理士—依頼者秘匿特権に準じた秘匿特権（以下、日本弁理士—依頼者秘匿特権という）による保護が認められるか否かの問題は、当該日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書が、我が

国における法の規定による秘匿特権による保護の対象となるか否かの問題に帰結する。

そして、ここで言う、我が国における法の規定による秘匿特権による保護の対象となるか否かとは、我が国現行法のもとでは、民事訴訟法第220条で規定されている文書提出義務が例外的に課せられないことになる、民事訴訟法第220条第4号イ～ホに挙げられた文書に該当するか否かということになる。

(2) このような状況下において、前述のVLT事件における判決が出たことからして、我が国の現行民事訴訟法のもとにあっては、米国での証拠開示手続において、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書についての日本弁理士—依頼者秘匿特権による保護が認められ易くなったという旨の見解が、日本弁理士会内の委員会による検討結果等においても見受けられる。しかしながら、VLT事件における判決を主たる根拠にして、米国での証拠開示手続における日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書についての日本弁理士—依頼者秘匿特権による保護の問題について、安易に楽観的な見方をすることは、VLT事件における判決を過大評価するものであって妥当でないと考えられる。

(3) VLT事件における判決にあって、日本弁理士に関わる部分の要旨は、米国弁護士デイヴィット・ファイゲンバウム氏から日本弁理士の藤村氏に宛てられた1995年5月1日付の書簡であるファイゲンバウム書簡についての、“ファイゲンバウム書簡に弁護士—依頼者秘匿特権と同様の秘匿特権を認めるべきか否かは、日本の法律に照らして判断すべきであり、日本の民事訴訟法第220条第4号の規定からして、日本の法律はファイゲンバウム書簡について秘匿特権を認めるものと信じられるので、米国においてもファイゲンバウム書簡について弁護士—依頼者秘匿特権と同様の秘匿特権が認められる”という旨の判断にある。斯かる判断にあっては、「日本の民事訴訟法第220条第4号の規定からして、日本の法律はファイゲンバウム書簡に秘匿特権を認めるものと信じられる」としているところに、見逃すことができない問題を内在させている。

(4) 以下に斯かる問題について述べる。

(4-1) 我が国の現行民事訴訟法第220条第4号は、

日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書については文書提出義務が課されないというような普遍性を有した規定ではなく、一定の条件を設け、それに該当する文書については、当該文書の所持者はその提出を拒むことができるとする規定である。

民事訴訟法第220条第4号における日本弁理士及び日本弁理士に対する依頼者に関わる部分の要旨は、次のとおりである。

① 第220条第4号ハの規定

(a) 第197条第1項第2号に規定する事実（弁護士、弁理士が職務上知り得た事実）で黙秘の義務が免除されていないものが記載された文書

(b) 第197条第1項第3号に規定する事項（技術又は職業の秘密に関する事項）で黙秘の義務が免除されていないものが記載された文書

については、その文書の所持者は提出を拒むことができる。

② 第220条第4号ニの規定

(c) 専ら文書の所持者の利用に供するための文書

については、その文書の所持者は提出を拒むことができる。

(4-2) 斯かる状況のもとで、VLT事件における判決にあっては、「日本の民事訴訟法第220条第4号の規定からして、日本の法律はファイゲンバウム書簡に秘匿特権を認めるものと信じられる」と判断されたのであるが、これに関して、以下のような問題を指摘することができる。

① 先ず、斯かる判断は、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書一般についての判断ではなく、「ファイゲンバウム書簡」という日本弁理士と依頼者との間で交わされた特定の文書についての判断にあって、それ以外の日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書についても、「ファイゲンバウム書簡」と同様に判断されるという保障はない。

② 上述の「ファイゲンバウム書簡」についての判断は、主として原告（VLT Corporation及びVicor Corporation）側代理人の供述に基づいてなされている。そして、斯かる判断にあたっては、日本の民事訴訟法第220条第4号の規定が、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書は提出を免れることになるものと大まかに捉えられていて、「ファイ

ゲンバウム書簡」を、前述のような第220条第4号ハの規定及び第220条第4号ニの規定に照らして詳細に検討し、その上で、「ファイゲンバウム書簡」は第220条第4号ハの規定及び第220条第4号ニの規定によりその所持者が提出を拒むことができる文書に該当する、とした形跡がみられない。

③ 従って、今後、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書が、我が国民事訴訟法第220条第4号ハの規定及び第220条第4号ニの規定に照らして詳細に検討される事態が生じたときには、検討の結果、当該文書は、第220条第4号ハの規定及び第220条第4号ニの規定によりその所持者が提出を拒むことができる文書に該当せず、それゆえ、日本弁理士—依頼者秘匿特権による保護は認められない、とされる虞が残されているのである。

5. 我が国において望まれる対処

上述のような状況のもとにあつては、我が国における日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書の開示免除について、我が国の法律のもとで明確にしておくという対処が望まれる。

以下に、我が国における日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書の開示免除について述べる。

(1) 基本的考え方

知的財産権関係訴訟に関連して、訴え提起前後を通じ、日本弁理士が作成した依頼者の用に供する文書（電子データを含む）及び日本弁理士と依頼者との間の意思伝達（コミュニケーション）をあらわす文書等の、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書は、開示免除の対象になるという旨が、法律（例えば、弁理士法）により明確に規定されることが必要である。

(2) 日本弁理士—依頼者間情報文書についての開示免除の必要性

(2-1) 特許権等に関する侵害訴訟等の知的財産権関係訴訟に関しては、訴え提起前の段階において、日本弁理士が、権利についての確認、評価、有効／無効に関する判断、さらには、特定の対象物件が特許発明の技術的範囲に属するか否か、権利を侵害し

ていると考えられるか否かの判断等を行い、それに基づく鑑定、報告、意見等を文書に纏めて依頼者の用に供することが通常行われる。また、訴え提起前の段階における依頼者と弁理士との間で文書をもって交わされる意思伝達も、他の分野における侵害訴訟に比して極めて頻繁である。そして、これらのことは、訴え提起後にあつても同様に言えることである。

(2-2) このような日本弁理士が作成する依頼者の用に供する文書及び日本弁理士と依頼者との間の意思伝達をあらわす文書等の、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書は、その後、外部の者への開示用に作り直されることはあるにしても、それ以外においては、外部の者に開示することを予定していないものである。それゆえ、こうした文書が、例えば、侵害の証拠に関わるものとして所有者の意に反して開示が強制される場合には、依頼者が著しい不利益を受ける虞があり、また、日本弁理士の業務に支障が来たされることになる。

(2-3) 文書の一般的提出義務を定めた現行民事訴訟法第220条には、上述の点を含めた文書提出に伴う不利益あるいは支障を回避するための措置がとられており、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書に関わるものとして、第4号に、(a)「第197条第1項第2号に規定する事実（弁理士が職務上知り得た事実）で黙秘の義務が免除されていないものが記載された文書」、(b)「第197条第1項第3号に規定する事項（技術又は職業の秘密に関する事項）で黙秘の義務が免除されていないものが記載された文書」（第4号ハ）、さらには、(c)「専ら文書の所有者の利用に供するための文書」（第4号ニ）が、提出義務が免除される例外として挙げられている。しかしながら、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書は多様であり、如何なるものが上述の(a)、(b)もしくは(c)の文書に該当して提出義務が免除されるのかについては必ずしも明確でなく、実際にあたって個々に判断されることになる。さらに、民事訴訟法第220条の規定は、基本的に訴えの提起後における裁判所に対しての文書提出を対象にしており、訴え提起前にあつては直接的には機能しない。

(2-4) 平成16年4月1日から施行された改正民事訴

訟法¹²においては、その第132条の2～第132条の9に「訴えの提起前における照会」、「訴えの提起前における証拠収集の処分」等に関する規定が新設されて、訴えの提起前における証拠収集手続の機能強化が図られた。この改正民事訴訟法において「訴えの提起前における照会」について規定する第132条の2は、「第163条各号のいずれかに該当する照会」については、書面で照会をすることができないものとしている。そして、第163条各号のいずれかに該当する照会には、「第197条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会」が含まれている。

これよりして、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書が、(a)「第197条第1項第2号に規定する事実（弁理士が職務上知り得た事実）で黙秘の義務が免除されていないものが記載された文書」、もしくは、(b)「第197条第1項第3号に規定する事項（技術又は職業の秘密に関する事項）で黙秘の義務が免除されていないものが記載された文書」に該当するものである場合には、「訴えの提起前における照会」として文書で照会することができず、開示免除が得られることになる。しかしながら、前述のように、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書は多様であって、如何なるものが上述の(a)もしくは(b)の文書に該当するのかわりにては必ずしも明確でなく、実際にあたっては個々についての判断が必要とされることになる。

(2-5) また、特許権等に関する侵害訴訟における損害の計算のため必要な書類に関する提出命令について規定した特許法第105条は、書類の所有者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは提出義務が免除される旨を定めている。しかしながら、この場合にも、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書が、斯かる提出義務の免除の対象とされるものか否かは明らかではなく、個々についての判断に委ねられることになる。

(2-6) このようなもとにあつては、民事訴訟における訴え提起前における証拠収集の実態改善を図るべく導入された証拠収集手続の機能強化の方策を実効あるものとする観点からも、特許権等に関する侵害訴訟等の知的財産権関係訴訟に関連しての依頼者

(訴えを提起しようとする側あるいは相手側)の利益の保護と日本弁理士の職務への信頼性の確保のため、訴え提起後のみならず訴え提起前においても、日本弁理士と依頼者との間で交わされた情報文書については開示免除が認められることを明確にする法律の規定を置くことが必要と考えられる。

6. 参 考

因みに、イギリスにおいては、日本弁理士に相当する職種として、Patent Agentが存在するが、イギリスの“Copyright, Designs and Patents Act 1988”（1988年 著作権、意匠及び特許法）には、その第280条に、「Patent Agentとのコミュニケーションについての特権（Privilege）」に関する規定が置かれている。

斯かる規定の要旨は次のとおりである。

“Privilege for communications with patent agents 280.

- (1) This section applies to communications as to any matter relating to the protection of any invention, design, technical information, or trade mark or service mark, or as to any matter involving passing off.
- (2) Any such communication
 - (a) between a person and his patent agent, or
 - (b) for the purpose of obtaining, or in response to a request for, information which a person is seeking for the purpose of instructing his patent agent, is privileged from disclosure in legal proceedings in England, Wales or Northern Ireland in the same way as a communication between a person and his solicitor or, as the case may be, or in response to a request for, information which a person seeks for the purpose of instructing his solicitor.”

「弁理士とのコミュニケーションについての特権第280条

- (1) この条項は、発明、意匠、技術情報、商標も

しくはサービスマークの保護に関する事項、あるいは、他人の氏名、名称、マーク等を無断使用しての商売に関わる事項についてのコミュニケーションに適用される。

- (2) (a) 依頼者と弁理士との間における、あるいは、
- (b) 依頼者が弁理士と連絡をとるにあたっての情報を入手するための、あるいは、斯かる情報に対する要求に応じた、

上述のコミュニケーションについてはいかなるものも、依頼者と弁護士 (Solicitor) との間におけるコミュニケーション、あるいは、事情により、依頼者が弁護士 (Solicitor) と連絡をとるにあたっての情報を入手するための、あるいは、斯かる情報に対する要求に応じたコミュニケーションの場合と同様に、イングランド、ウエールスもしくは北アイルランドでの法的手続中における開示を免除される特権の対象となる。」

1 Rule 26 of The Rules of Federal Civil Procedure.

2 United States v. United Shoe Machinery Corp.

89 F. Supp. 357, 358-359, 85 USPQ 5 (D. Mass. 1950).

- 3 弁護士 (Attorney at Law) 以外の者であって、米国特許商標庁 (United States Patent and Trademark Office) が実施する登録試験に合格し、米国特許商標庁に登録した者であって、米国特許商標庁に対しての特許に関する手続代理を業として行うことができるが、訴訟代理人となることはできない。
- 4 米国弁護士 山口洋一郎 Rader, Fishman & Grauer PLLC, 「弁理士・依頼人間のコミュニケーションの秘匿特権調査報告書」2003年。
- 5 山口洋一郎 「米国の弁護士顧客守秘特権制度が招く日本弁理士制度の危機—弁理士法改正の緊急提言」『パテント』Vol. 47 No. 2, 1994年。
- 梅田さゆり 「米国特許訴訟における弁護士依頼者秘匿特権」『知財管理』Vol.51 No.4, 2001年。
- 米国弁護士 山口洋一郎 Rader, Fishman & Grauer PLLC, 「弁理士・依頼人間のコミュニケーションの秘匿特権調査報告書」2003年。
- Sullivan, Jeffrey D. (事務局訳), 「日本の弁理士および弁護士との通信を米国の証拠開示手続きから守る手段」AIPPI (2004), Vol. 49 No. 2, 2004年。
- 6 *Alpex Computer Corp. v. Nintendo Co., Ltd. and Nintendo of America Inc.*, 86 Civ. 1749 (KMW), LEXIS 3129 (S.D.N.Y. 1992).
- 7 *VLT Corp. and Vicor Corp. v. Unitrode Corp.*, 194 F.R.D. 8, LEXIS 8987 (D. Mass. 2000).
- 8 *Novamont North America Inc. et al. v. Warner-Lambert Co. et al.*, 91 Civ. 6482, LEXIS 6622 (S.D.N.Y. 1992).
- 9 *Santrade Ltd. and Sandvik Special Metals Corp. v. General Electric Co.*, 27 USPQ2d 1446 (E.D.N.C. 1993).
- 10 *Golden Trade, S.r.L. and Greater Texas Fishing Corp. v. Lee Apparel Co. and Blue Bell, Inc.*, 143 Federal Rules Decisions 514 (S.D.N.Y., 1992).
- 11 梅田さゆり 「米国特許訴訟における弁護士依頼者秘匿特権」『知財管理』Vol. 51 No. 4, 2001年。
- 12 民事訴訟法等の一部を改正する法律 (平成 15 年法律第 108 号)。